

総括基準に関する決定

〔 総括委員会 平成24年4月19日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

記

- 1 営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について
- 2 営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大 谷 禎 男

総括委員 鈴 木 五 十 三

総括委員 山 本 和 彦